

別表（第2条関係）

1 補助事業	2 対象事業所	3 基準額	4 対象経費		5 補助率等
			項目	対象経費	
(1)1 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）	障害福祉サービス事業所・施設等（別添1のとおり）	別添1のとおり	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・ （研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用 ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・ 自動車の購入又はリース費用 ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金 ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 ・ その他知事が認める経費 	10/10 以内※1
(1)2 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。）	障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所	3,000 千円/施設・事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生時対応・衛生用品保管時に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用 	10/10 以内※1

1 補助事業	2 対象事業所	3 基準額	4 対象経費		5 補助率等
			項目	対象経費	
(2) 在宅サービス事業所等による利用者への再開支援(※2)への助成事業	別添2のとおり	別添2のとおり	—	(1) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 ・在宅サービスの利用を休止している利用者(※3)に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認(※4)を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)(※5)を行う場合の経費を対象とする。 (2) 在宅サービス事業所における取組内容 ・在宅サービスの利用を休止している利用者(※3)に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認(感染対策に係る要望を含む)(※4)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う(※6)経費を対象とする。	定額 ※1
(3) 在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業	別添2のとおり	200,000円/事業所	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	・長机、飛沫防止パネルの購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する経費 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のための内装改修費 ・その他知事が認める経費	10/10 以内※1

※1 (1) 別表第1欄の(1)及び(3)に掲げる事業
事業ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 別表の第1欄の(2)に掲げる事業
第3欄に掲げる対象事業所ごとに定める基準額に利用者数を乗じて得た額とする。

※2 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

※3 「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。

※4 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。

※5 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※6 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

【備考】

- ・補助対象経費は、令和2年4月1日以降に行ったものに限る。
- ・施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。
- ・利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。
- ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準額を用いること。

別添 1 (第 2 条関係) 対象事業所及び基準額 (感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業)

事業名	事業区分	対象事業所	基準額
感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	通所系	療養介護	2,374 千円/事業所
		生活介護	757 千円/事業所
		自立訓練 (機能訓練)	346 千円/事業所
		自立訓練 (生活訓練)	273 千円/事業所
		就労移行支援	265 千円/事業所
		就労継続支援 A 型	335 千円/事業所
		就労継続支援 B 型	353 千円/事業所
		就労定着支援	52 千円/事業所
		自立生活援助	27 千円/事業所
		児童発達支援	380 千円/事業所
		医療型児童発達支援	240 千円/事業所
		放課後等デイサービス	360 千円/事業所
		短期入所	短期入所
	入所・居住系	施設入所支援	1,215 千円/施設
		共同生活援助 (介護サービス包括型)	402 千円/事業所
		共同生活援助 (日中サービス支援型)	358 千円/事業所
		共同生活援助 (外部サービス利用型)	180 千円/事業所
		福祉型障害児入所施設	1,182 千円/施設
		医療型障害児入所施設	635 千円/施設
	訪問系	居宅介護	115 千円/事業所
		重度訪問介護	188 千円/事業所
		同行援護	65 千円/事業所
		行動援護	115 千円/事業所
		居宅訪問型児童発達支援	46 千円/事業所
		保育所等訪問支援	38 千円/事業所
	相談系	計画相談支援	60 千円/事業所
		地域移行支援	44 千円/事業所
		地域定着支援	46 千円/事業所
		障害児相談支援	44 千円/事業所

別添2（第2条関係）対象事業所及び基準額（在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業等）

事業名	事業区分	対象事業所	基準額		
(2) 在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業	通所系	療養介護	2千円/利用者		
		生活介護	2千円/利用者		
		自立訓練（機能訓練）	2千円/利用者		
		自立訓練（生活訓練）	2千円/利用者		
		就労移行支援	2千円/利用者		
		(3) 在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業（支援対象事業所等に限る）	通所系	就労継続支援A型	2千円/利用者
				就労継続支援B型	2千円/利用者
				就労定着支援	2千円/利用者
				自立生活援助	2千円/利用者
				児童発達支援	2千円/利用者
				医療型児童発達支援	2千円/利用者
				放課後等デイサービス	2千円/利用者
		短期入所	短期入所	2千円/利用者	
訪問系	訪問系	居宅介護	2千円/利用者		
		重度訪問介護	2千円/利用者		
		同行援護	2千円/利用者		
		行動援護	2千円/利用者		
		居宅訪問型児童発達支援	2千円/利用者		
		保育所等訪問支援	2千円/利用者		
相談系	相談系	計画相談支援	1.5千円/利用者		
		地域移行支援	2千円/利用者		
		障害児相談支援	2.5千円/利用者		